指定管理者の評価結果について

1 指定概要

(1) 施設概要

施設名:津島市中央公民館

所在地:津島市宮川町1丁目(天王川公園内)

① 本館

延床面積: 680.52 m²

施設内容:第1 実習室 定員 24名

集会室 定員 45名

調理実習室 定員 48名

大集会室 定員 130名

② 別館

延床面積: 322.79 ㎡

施設内容: 実習室 定員 20名

和室 定員 114名

(2) 指定管理者の概要

指定管理者名:公益社団法人 津島市シルバー人材センター

所在地:津島市上之町1丁目60番地

指定管理者概要:昭和56年6月に当時の津島市長が発起人となり、同年10月 1日設立した。高齢者(60歳以上)が、仕事を通じて社会活動に参加し、社会に貢献することで生きがいを感じ、健康で明るい生活を送るために、相談業務など多角的な支援事業を展開

している。「自主・自立、共働・共助」を理念としている。

(3) 指定管理者業務の範囲

- ①中央公民館の維持管理に関する業務
- ②津島市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和 46 年津島市条例第6号)第12条の規定に規定する業務
- ③その他教育委員会が必要と認める業務

(4) 指定期間

平成27年4月1日~平成30年3月31日

2 評価結果

(1) 評価基準

評価項目

1 適正な管理の確保に対する取り組み

施設の維持管理が適切に行われているか等 チェックリストのとおり

2 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み

利用者が公平に、平等に利用できるよう配慮されたか等 チェックリストのとおり

3 管理経費の安定や低減に対する取り組み

協定で定めた費用で施設の管理及び運営が効率的になされたか等 チェックリストのとおり

4 施設の設置目的の達成に関する取り組み

施設の設置目的に沿った活用がなされているか等 チェックリストのとおり

(2) 評価結果

| | 評価項目 | 配点 | 得点 | 評点 |
|------|-----------------------------------|-----|-----|----|
| 1 | 適正な管理の確保に対する取り組み | 114 | 78 | 2 |
| 2 | 市民の平等利用、サービスの向上、利用促進等に関する取り 組み | 36 | 21 | 1 |
| 3 | 管理経費の安定や低減に対する取り組み | 21 | 14 | 2 |
| 4 | 施設の設置目的の達成に関する取り組み | 27 | 22 | 2 |
| 合 計 | | 198 | 135 | 7 |
| 総合評価 | | | A | |

「評価の理由」

1 適正な管理の確保に対する取り組み

書類として残らない部分においても、利用者への挨拶を始めとして、公民館管理に支障が 出ない取り組みがなされました。教室の準備や、利用者のみならず講師の要望に迅速に応え、 講師にも喜ばれるなどの報告を受けており、十分に適正な管理が確保されていると判断しま した。

2 市民の平等利用、サービスの向上、利用促進等に関する取り組み

毎月の報告書でも貸館業務の事務処理は、一年を通じ的確にされたと評価します。利用者アンケートについて実施されていませんでした。教室運営についての利用者の意見や情報を広く吸い上げることができませんでした。しかし、受講生の増加を図り、勧誘を積極的に行い、教室が始まれば十分な準備に努力するなど、サービスの向上を図りました。開催事業のアンケート実施による要望の把握には及びませんが、公民館クラブの要望を聞き取り、クラブ員の増員を図る体験教室を計画し実施しました。

3 管理経費の安定や低減に対する取り組み

歳入歳出では、最終的に損失にならず良好な運営管理と評価します。教室で使用する資材を大切に使用するよう利用者に指導し、また普段から光熱水費節約に職員全体で取り組んでいるなど、細かい部分にも気を遣い経費の安定や低減を推進しました。

4 施設の設置目的の達成に関する取り組み

例年通り、公民館事業を超えて市の主催する催事にはたいへん協力していただきました。 急な藤まつり期間の延長など不測の事態にも、公民館利用者の駐車場確保をしたうえ催事の 進行に支障ないよう対応しました。また、指定管理者の主催した公民館事業として「色鉛筆 画教室」「手作りお菓子教室」など4講座を実施し、12月には津島市吹奏楽団と催事を開 催しました。

※評点について

- ◆配点 チェックリストによる評価対象項目×3点
- ◆得点 チェックリストによる評価対象項目ごとに
 - ◎:3点(計画された業務水準を大きく上回る成果があり、特に優れていたもの)
 - ○:2点(計画された業務水準を概ね達成したもの)
 - △:1点(再三の指導や是正勧告の結果、計画された業務水準を概ね達成したもの)
 - ×: 0点(計画された業務水準を達成できなかったもの) で評価した合計点数
- ◆評点基準(小数点第3位で四捨五入)

得点: 配点=0.85以上 ・・・・・・ 3点

得点:配点=0.6~0.85未満・・・・・2点

得点:配点=0.3~0.60未満・・・・・ 1点

得点: 配点=0.3未満・・・・・・・0点

※総合評価について

- ◆評点配点 評価項目×3点
- ◆合 計 点 評点の合計点数
- ◆総合評価基準(小数点第3位で四捨五入)
 - S:目標や計画を大きく上回る成果があり、特に優れていたもの) (「1点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の85%以上)
 - A:目標や計画どおりの成果があり、適性な管理がおこなわれていた。 (「0点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の60%以上85%未満)
 - B:目標や計画が下回る点があり、更なる努力が必要である。 (「O点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の30%以上60%未満))
 - C:管理運営に適切でない点があり、改善すべきである。 (「0点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の30%未満)